

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第3回)	参考4
平成22年11月16日	

# 第1回・第2回幼保一体化ワーキングチーム における各委員からの主な意見(未定稿)

平成22年11月16日

## 第3回 幼保一体化ワーキングチーム参考資料

本資料は、会議の場における委員からのご発言をまとめたものです。  
各委員からのご意見については、発言者への確認が未了のものであり、未定稿です。  
「各委員提出資料」として提出された意見についても、本資料とあわせてとりまとめの際の参考とさせていただきます。

## 目 次

1 . 幼保一体化の目的について . . . . .	P 1
2 . こども園（仮称）の基本的位置づけについて . . . . .	P 8
3 . こども園（仮称）の具体的制度設計について . . . . .	P 1 5
4 . 幼保一体給付について . . . . .	P 1 8
5 . その他 . . . . .	P 2 1

各意見の最後における（１）・（２）については、

（１）は第１回（平成２２年１０月１４日開催）における意見、

（２）は第２回（平成２２年１１月１日開催）における意見を表している。

## 第1回・第2回幼保一体化ワーキングチームにおける各委員からの主な意見

### 1. 幼保一体化の目的について

(各委員からの主な意見)

1 幼 保 一 体 化 の 目 的 に つ い て	<p>世界に誇る質の高い幼児教育・保育を希望する全ての子に</p> <p>「全ての子ども」とは言っても、障害をもった子どもが除かれているのではないか。児童デイサービスや通園施設に通っている数万人の障害を持った子どもたちを除外してはならない。すべての子どもあるいはすべての親子に保障していくことが本当に可能なかどうか、現実的なかどうか考えなくてはならない。障害を持った子どもの入所について、本当にすべてのこども園が対応していくのか、という議論が必要。(2)【柏女委員(淑徳大学)】</p> <p>全ての子どもへの良質な成育環境を保障していくうえで、これまで培ってきた幼稚園の実践及び保育所の実践を含めて、幼保一体化を検討していくことは大変有効。(1)【清原委員(全国市長会)】</p> <p>幼稚園・保育所がそれぞれ長い歴史を重ね取り組んできた中で、幼児教育・保育のどちらかがどちらかを組み込んでしまうということではなく、それぞれの経過、実績を尊重しながら、何よりもまず「子どもたち本位」に、これまでの経過をよりよく現時点での課題に適用できる形とするよう建設的に作り上げていくかが重要。(2)【清原委員(全国市長会)】</p> <p>都市部の待機児童とともに、地方での児童人口の減少は大きな問題であり、子どもが小学校に入る前に集団で成長する機会を確保するという観点から、地域の実情に見合った運営が可能となるように制度設計をしていくべき。(1)【渡邊委員(全国町村会)】</p> <p>子どもの健やかな発達を考えれば、多様な子どもが集まって過ごす環境づくりが大事。(2)【渡邊委員(全国町村会)】</p> <p>障害児の保育ニーズは高く、人的対応等の多額の負担がかかる。すべての子どもたちという定義に合わせるなら</p>
---	--

<p>1 幼 保 一 体 化 の 目 的 に つ い て</p>	<p>ば、子どもたちの障害の実態を把握しながら制度設計の中で組み立てをしていく必要がある。(2)【渡邊委員(全国町村会)】</p> <p>少子化対策が改善でき、労働政策にも効果がある施設になる可能性があるということで、すべての子どもの最善の利益を求めることができる施設がこども園である。幼稚園・保育所の機能を生かしつつ、先進諸国の事例を参考にし、求められている施設の在り方を明確に描き出すことが不可欠。また、子どもの権利条約という一番大事なものを明確にした施設運営が必要ではないか。(1)【古渡委員(全国認定こども園協会)】</p> <p>何よりも子どもを主体として制度を構築し、全ての子どもを対象に質の確保された保育が保障されるべき。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>子どもの立場に立った検討が必要。(1)【東委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】</p> <p>全ての子どもに質の高い就学前教育・保育を提供し、少なくとも人生のスタート地点での格差や孤立は防がなくてはならない。基準の底上げ、保育人材の確保と育成ができる人件費の確保が必要であり、子どものセーフティネットとしての保育所の機能を失わせないようにしなくては、この目的は達成できない。(1)【野村委員(保育園を考える親の会、普光院委員の代理)】</p> <p>こども園の目指すところは、0歳から18歳までの教育と養護の両方を充実していく、その最初の出発点であるということに、こども園、幼保一体化の目的があると思う。幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることと、乳幼児期の養護も充実する必要があるという、両方の側面の充実がこども園において図られるという理念が重要。(1)【秋田委員(東京大学)】</p> <p>「世界に誇る幼児教育」には賛成だが、量だけではなく、質に格差がない体制を作っていく必要がある。(2)【秋田委員(東京大学)】</p> <p>すべての子どもたちに質の高い幼児教育と保育を保障することが人づくりの基本として必要。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】</p>
--	---

質の高い幼児期の教育、保育の確実な提供を確保し、その質の維持・向上を中心に据えること、また、保護者の多様な子育ての仕方や生き方を支援し、親としての育ちを支えるという視点を重視して、施設で行う意義や役割を様々な面からきめ細かく丁寧に検討する必要がある。(1)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】

保護者の状況によらず、すべての子どもに提供できるようにするため、機能として一つの仕組みの中に組み込み、事業者によってウエイト付けするとよいのではないか。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】

現在の子供たちがどういう問題を抱えているかを明確にする必要がある。待機児童や虐待といった問題をどうするか。現時点の状況をみたと、必ずしもすべての子どもに対応した制度になってはいないのではないかと考えてほしい。差別なく公正な制度を期待すべき。乳幼児期の養護と教育を保障する質・環境について、現在よりレベルの高いナショナルミニマムを謳う内容であるべきと考える。制度に矛盾があるから待機児童問題がある。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

「世界に誇る」の中身を具体的に表現した方がよい。例えば保育所においては、児童虐待対策、貧困対策など、福祉的な機能を内包しているということで国際的な舞台の場でも評価の声を聞く。幼児教育、保育双方の世界に誇るべき実績の高さを表現してほしい。(2)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

「世界に誇る」という言葉を重く受け止める。質を求めていくというところに力を入れなければと実感した。(2)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】

支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設において支援を受けられるように

子どもの育ちに対する危機感をどのように共有するか。地域そのものでもっと子育てを支えていこうという観点が必要。(2)【古渡委員(全国認定こども園協会)】

保育所について、ごく一部の市町村では実施義務が果たされていないが、すべての地域で果たされる必要がある。また、既に過疎地において幼稚園は機能していないので、過疎地でも幼児教育が展開されるような仕組みとすべき。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】

幼保一体化を希望する保護者の声はあまりないという委員の意見があったが、それは都市部の状況であり、過疎地ではむしろ一体にしてほしいという声を聞く。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】

幼稚園が設置されている地域だけの幼児教育の議論にとどめてはならない。幼児教育が過疎地からどんどん撤退していく状況をしっかり考慮すべき。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】

潜在需要や多様なニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

どんな形でもいいので、安心して子育てができる環境づくりを実現してほしい。働き方が多様化しているのに、保育のサービスメニューが少な過ぎる。希望する人が子どもを持つことが当たり前で、仕事を続けることも当たりの社会を一刻も早く実現してほしい。(1)【木幡委員(フジテレビジョン)】

利用者の視点からは、入れること、親子のニーズにあったものにする、待機児童は喫緊の課題であり、スピーディーにできることからやっていくこと、の3点が大事。(2)【木幡委員(フジテレビジョン)】

各国に比べて日本は女性の就労率が低いし、待機児童が首都圏においては大きく、保育園に入れなくて仕事ができないという方がたくさんいるので、そこに対して一つ目的をもっていくことが重要。(2)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】

その他

理念・目的を明確に発信して、おおかたの国民から理解を得られることが必要。幼保一体化を目的ではなく手段ととらえ、段階的であっても具体的に分かりやすいものとしなければならない。その上で、制度の質的な向上を目指すべき。(2)【清原委員(全国市長会)】

認定こども園制度の評価・検証が必要。認定こども園に何か問題があったのか、課題としてはどういうものがある

<p>1 幼 保 一 体 化 の 目 的 に つ い て</p>	<p>か、基本的な整理をする必要がある。( 2 )【渡邊委員 ( 全国町村会 )】</p> <p>幼保一体化とは、幼稚園と保育所を一緒にするわけではなく、両者の持つ機能を合わせてきたのが現場。その機能はいろいろあり、多様性が必要。( 2 )【古渡委員 ( 全国認定こども園協会 )】</p> <p>子どもの生活・学習・発達への投資を未来への投資とだけ見るのではなく、今、その子がその子であることが大切という視点を持つことが必要。幼児教育あるいは児童福祉という側面からのみではなく、保育という一つの言葉を用いて語っていくべき。子どもの生活と教育は切り離してはならない。この点に関し、委員で共通理解を持たなくてはならない。( 2 )【佐藤委員 ( 全国保育協議会 )】</p> <p>日本の将来を見据えた教育の在り方を検討する必要がある。( 1 )【東委員 ( 全国知事会、尾崎委員の代理 )】</p> <p>低年齢児から放課後児童対策まで、とぎれのない支援が必要。( 1 )【東委員 ( 全国知事会、尾崎委員の代理 )】</p> <p>保護者からこども園に賛成という声が聞こえてこない。縦割り、二重行政という言葉があるが、保護者の側からみれば、性格の異なる2つのサービスが提供されてきて、その中から選択して利用してきたというだけで、問題ではない。そんな中で敢えて幼保一体化を目指すのであれば、現行の幼稚園・保育所の質を下回らないようにすることが必要。( 2 )【普光院委員 ( 保育を考える親の会 )】</p> <p>待機児童対策が進まず、認可保育所以外の保育施設を利用している家庭が多くなり不公平感が高まっている。だからといって、最低基準を崩して、どんな施設でも幼保一体給付の対象とすればいいわけではないので、ナショナルミニマムの最低基準によって質の底上げをする必要がある。本来は幼保一体化よりも、保育の一体化が必要だ。( 2 )【普光院委員 ( 保育園を考える親の会 )】</p> <p>「子育ては女性が行うもの」というニュアンスが強いのではないか。父親も育児に参加できるという、男女共同参画の理念を示すことが大事。( 2 )【秋田委員 ( 東京大学 )】</p> <p>一つの形に押し込めるのではなく、長い歴史で積み重ねてきたものを考慮し、選択できるようにすることが大事。( 2 )【入谷委員 ( 全日本私立幼稚園連合会 )】</p>
--	---

1

幼  
保  
一  
体  
化  
の  
目  
的  
に  
つ  
い  
て

国として、国家戦略としての幼児教育をどうやって位置づけるのかを明確に政府側で提示していただくべき。戦略があつてこそその戦術であり、具体的な保育制度の在り方は戦術に属すると思われる。戦略がないと議論が進まない。(2)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】

さまざまな立場の保護者が自分の生活に合った教育や保育の場を選択できることが重要ではないか。一律化・統一化することは弊害も生むので、保護者や子どもの多様なニーズに応えることが重要。(2)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】

待機児童問題、家庭での虐待の広がり、小学校低学年の不登校、小1プロブレム、学内暴力、あるいは20代・30代の引きこもり、こういった現状をどう考えて今回の制度改革の中に位置づけていくかが非常に大事である。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

保育なり教育なり、解釈に混乱と不統一がある。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

今の子ども達の現状をしっかりと保護者に伝えれば、今回の制度改革の意味が保護者や事業者からも理解を得られるし、そういう宣伝なり、全体に知らせていくことが大事だ。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

幼稚園・保育所の長い実績や歴史を評価したうえで、双方のいいところを無理やり一つの規格に押し込めるのではなく、子どもにとって双方の良いところをきちんと評価して、環境整備をしていくということが大事。(2)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

個々の施設で個性が出てきてもいい。一方で、施設で好き勝手にやらせるのではなく、市町村の実施責任の下、質をしっかりと確保する必要がある。(2)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

「すべての子ども」という以上は、障害児など様々な子どもをどう受け入れていくかということも考えなくてはならない。同時に、新システム全体の中でも受け皿を作っていくということが必要。(2)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

<p>1 幼 保 一 体 化 の 目 的 に つ い て</p>	<p>幼稚園・保育所の集団保育や子育て支援の利用が保護者の養育放棄につながるという声があることを懸念している。子育てを困難にする要因が多くある中でも懸命に子育てをしている家庭には、更なる支援が必要である。また、子どもを主体として考えると、家庭だけでなく地域の様々な人が子どもの育ちにかかわることも、同じ年頃の子も達が集団で育ちあることも大事である、という視点から考えていくことが必要。(2)【金山委員(NPO法人マミーズ・ネット)】</p> <p>幼稚園・保育所については、違いがわからないという人もいれば、個人の経験からそれぞれの特徴をとらえている人もいて様々であるため、説明責任を果たして、皆が納得するような形にもっていくことが必要。(1)【金山委員(NPO法人マミーズ・ネット)】</p> <p>幼稚園・保育所の歴史をきちんと踏まえて検討するべき。幼稚園と保育所の双方が持っている文化を守っていくことは重要で、それを一つの形に塗り固めていくのが一体化ではなく、おのおのが持っている機能をしっかり生かして質を高めていきながら、それが現状として一つに見えてくるということが一体化である。一体化といって一つの形に押し込めると、教育が持っている様々な自由性が失われてしまう可能性がある。(2)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】</p>
--	--

## 2. こども園（仮称）の基本的位置づけについて

（委員からの主な意見）

2 こ ど も 園 の 基 本 的 位 置 づ け に つ い て	<p>新システム事業計画（仮称）の策定</p> <p>子育て支援プランなどを各自治体等で作成していくシステムが必要。（1）【柏女委員（淑徳大学）】</p> <p>市町村できちんと事業計画を策定していくということの中で、市としては、これまで薄かった幼稚園との関係をきちんと作っていかなければならない、という状況。逆に都道府県は保育所と関係が乏しかったりしたかもしれない。だから、検討の際は市町村と都道府県を一概に「地方公共団体」とくくるのではなく、それぞれがどのように参画・関与、連携をするのが必要とえていくことが大事。（2）【清原委員（全国市長会）】</p> <p>市町村の責務は、施設を利用する権利の付与、利用調整、指導監査にとどまらず、子どもが必要とする質を備えた施設を必要量整備する責務でなければならない。（1）【野村委員（保育園を考える親の会、普光院委員の代理）】</p> <p>指定制度の導入</p> <p>公立、私立、更に今後、株式会社やNPO等に担い手を拡大していくとき、「経営の質」ということも問われる。保育のサービス、子ども支援の公益性、公共性を踏まえ、どのように「質」を保ちつつ「維持」していくかということを検討する必要がある。（1）【清原委員（全国市長会）】</p> <p>多様な事業者が参入することによる競争が必要。（1）【山口委員（日本こども育成協議会）】</p> <p>国の制度としては既に色々なところで規制緩和がなされているが、地方自治体のレベルで参入をさせないとか、色々なローカルルールを設けることによって競争を阻害している現状がある。改革に当たっては、そういったローカルルールが存在しないような制度改革とする必要がある。（1）【山口委員（日本こども育成協議会）】</p>
---	--

<p>2 こ ど も 園 の 基 本 的 位 置 づ け に つ い て</p>	<p>どんな主体でも参入できるようにすべき。学校法人・社会福祉法人と企業等で差別的な取り扱いするのでは多様な事業主体が喜んで入ってくるような制度にならない。(2)【山口委員(日本こども育成協議会)】</p> <p>社会福祉法人でも学校法人でも経営が悪くなれば撤退する。社会福祉法人等は安定的な供給が担保されているというのは単なる幻想であると思うし、その他の設置主体であればそれが担保されないということもないと思う。究極的には自治体の監視制度や入退場の規制などを設ければ、差別的な取り扱いをする必要はない。(2)【山口委員(日本こども育成協議会)】</p> <p>指定制度を導入することで市場化に拍車がかかるのではないかと心配している。市場化に当たっては質の問題、遵守すべき基準までしっかり作る必要がある。また、株式会社でもNPOでも社会福祉法人でも学校法人でも、こども園で得た余剰金については、きちんと福祉なり公益・公共事業に使うという仕組みにすべき。これは大事な一つの社会的責任である。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】</p> <p>今回の資料では、量的拡大のためだけに、株式会社やNPOを利用する、と読めた。量的拡大だけでなく、多様なニーズに対して質のよいサービスを提供するという観点からも、株式会社を含めた多様な主体が参入し、創意工夫することが必要。現状は、認可を受けていても社会福祉法人とは補助金に差があり、運営が厳しい。法人類型に関わらないイコールフットイングをお願いしたい。(2)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】</p> <p>指定制を導入すると、結局、待機児童のある都市部では、ビルにテナントで入る保育施設ばかりがふえるのではないか。そんな施設を非難するわけではないが、幼児期には園庭を備えた施設を、お金をかけて提供するの、子どもに対する大人の責任ではないか。(2)【普光院委員(保育園を考える親の会)】</p> <p>こども園(仮称)の創設</p> <p>特別な支援が必要な子どもと保護者を確実に救済するソーシャルワーク機能の担保を確実に行わなければならない。また、被虐待児童や障害を有する子ども、貧困家庭の子どもが確実にサービス利用に結びつく仕組みとして整備されなければならない。事業者に入所の応諾義務を課すということは考えられるが、障害児保育の加算が貧弱な場合には入所が断られることも想定されるため、ソーシャルワーク機能やコーディネート機能を担うことのできる、事業</p>
--	---

2  
こ  
ど  
も  
園  
の  
基  
本  
的  
位  
置  
づ  
け  
に  
つ  
い  
て

者主体に対する支援も併せて考える必要がある。(1)【柏女委員(淑徳大学)】

幼稚園と保育所の社会的な役割を混乱させない仕組みを創設していく必要がある。(1)【柏女委員(淑徳大学)】

すべてのこども園に福祉的機能を提供させることが現実的か。役割分担が必要ではないか。(2)【柏女委員(淑徳大学)】

地域によりニーズの実態や課題が異なっているので、それぞれに対して的確な対応をしていくことが必要。(1)【清原委員(全国市長会)】

全ての施設をこども園に統合するものではないということは確認させて頂いたと思っている。(2)【清原委員(全国市長会)】

これまでは単に幼稚園と保育所を一緒にすることでこども園という発想だったが、そうではなくて、インクルージョンや地域再生、幼児教育といった面での多様な連携を図るための仕組みの核となるこども園があり、その核であるこども園を地域で支えながら、色々なサービスが提供できるような施設とするべき。(1)【古渡委員(全国認定こども園協会)】

認定こども園の中でも、機能が若干異なる。ただ、本当に全部必要なのか、いろんな観点がある。こども園については明確な意味づけをする必要がある。(2)【古渡委員(全国認定こども園協会)】

幼児教育と保育の質の向上という観点から、地域主権を尊重しつつ、制度設計や新システムの運用については、やはり国に責任をもっていていただき、幼児教育、保育の水準や基準に関する評価については、都道府県に責任をもっていていただく必要がある。(1)【古渡委員(全国認定こども園協会)】

保育に欠ける状態の子どもがいなくなるわけではないので、児童福祉法に位置づけられ、児童福祉施設として保育を担ってきた保育所の仕組みがしっかりと残り、役割を維持することが必要。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】

すべての子どもたちが育つ地域によって保障される権利が異なることがないよう、つまり、地域格差が生じないよ

2  
こ  
ど  
も  
園  
の  
基  
本  
的  
位  
置  
づ  
け  
に  
つ  
い  
て

うに最低基準は国が定めるべき。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】

こども園の基本的な機能と役割は、地域の子どもたちに必要な保育を提供すること、利用している子どもと保護者を対象に子育てに関する必要な助言や相談援助、支援を行うこと、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行うことを必須とすべき。そのうえで、学童期の保育、病児・病後児への対応などを加味していくべき。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】

用語の使い方が未整備だ。「幼児教育」と「保育」と「養育」といった言葉を併用していて分かりにくい。3歳以上の給付を「幼児教育・保育給付」、3歳未満を「保育給付」という分け方もおかしいと思う。この分け方が何を意味しているのかも分かりやすく解説して示してほしい。「保育」には教育が内包されており、「保育の質」というのは、子どもの生活の質のことである。(2)【佐藤委員(全国保育協議会)】

子どものガードレールとしてのナショナルミニマムは必要。自治体は、経済効率から「子どもを詰め込む」方向に向かいがちであり、就学前教育保育についての理解が弱いために諸外国に比べて低い現行基準をさらに引き下げようとする者もあり、また地域には当事者、現場、子どもを代弁する立場の者が施策に参画する土壌がないため本当の地域主権にはなっていない。現状を見るべき。(2)【普光院委員(保育園を考える親の会)】

子どものセーフティネットとしての保育所の役割は失われないような制度設計とする必要がある。(1)【野村委員(保育園を考える親の会、普光院委員の代理)】

単に現状の幼稚園・保育所をくっつけるだけではなく、どのように充実させていくかということが重要。(1)【秋田委員(東京大学)】

施設的な側面、保育内容、保育・教育する保育者、この3点において国が基準をしっかり作って、それを実現する施設をこども園として認めていくことが必要であり、そのためのナショナルミニマムが必要。(1)【秋田委員(東京大学)】

こども施設が、従来の認定こども園のように都道府県の条例で決められたようなものでよいかということは考える必要がある。ナショナルミニマムを明確に立てていくことが必要ではないか。幼稚園の預かりにおける養護、保育所

における教育的機能の両方を高めるための制度の議論がなされる必要がある。(2)【秋田委員(東京大学)】

2

ユネスコの調査・レポート等を見ても、自治体レベルで行う幼保一体化はうまくいっておらず、国をあげて議論していくことが極めて重要であるという報告も出ている。(2)【秋田委員(東京大学)】

こ  
ど  
も  
園  
の  
基  
本  
的  
位  
置  
づ  
け  
に  
つ  
い  
て

子育て支援が、働く母親の支援という形でとらえられてきているが、一方で、親になっていくことを楽しむ母親たちというのも幼稚園の中にいる。親が親として育つことをこども園でも認めていき、その多様な形態の在り方を認める中で、同時に公平性を保つことが重要。(1)【秋田委員(東京大学)】

幼児教育は生涯にわたる教育の基点であるため、幼児教育を提供する施設が学校教育体系の中にきちんとした位置づけを持つことが必要。それが子どもの幸せ、最善の利益、教育を受ける権利、学習権、さらには幸福追求権や生存権といったものに連なっていく子どもたちの権利を守ることである。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】

幼稚園・保育所の廃止ありきでは現場の混乱は必至。これまで積み重ねてきた多様な営みが国家権力によって破壊され、一つのものに無理やり収斂させられるという懸念がある。また、本当に収斂させるということであれば、それは我が国の憲法秩序に適合するののか。将来的に幼保が収斂されていくべきと思うが、あくまで現場からの積み上げで行われるべきであり、国家権力によって強制されるべきではない。現場の声を大事にしていきたい。(2)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】

学校教育として位置づけられている3歳児以上の子どもに対する幼児教育と、保育を必要とする子どもに対する保育を分けて考えていく必要がある。義務教育及びその後の教育の基礎を培うためには、幼児期の特性を踏まえた幼児教育をしっかりと行うことが大事。2歳までの乳幼児には手厚い保育の場や機会が必要で、3歳からの幼児教育では集団を意識した教育が必要。(1)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】

保育と教育の概念整理が必要。保育と教育は文化が違ふとよく言われるが、恐らくこれは制度や社会が生み出したものであるもので、修正は可能であると思う。時間をかけて文化を一つにして、すべての子どもに共通の施設で向かうということが課題。(1)【山縣委員(大阪市立大学)】

地方裁量型の認定こども園の移行については慎重に考えたい。(1)【山縣委員(大阪市立大学)】

現在、特に過疎地等においては小規模保育所が多く、夜間保育所もほとんどが小規模保育所であるが、そういったところも制度に乗るようにすることを視野に入れておかなければならない。(1)【山縣委員(大阪市立大学)】

幼稚園と保育所を一体化するのであれば、こども園基本法であるとか、根拠法を新たに作ったうえで、その中にいるんな理念を含めて整理することが必要だと思う。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

その際、伝統的な幼稚園・保育所の文化の違いは何か、何をこども園に含めていくべきかを明確にして、具体的にこども園につながっていくような法整備が必要。(2)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

選択ができる多様さが非常に重要なことで、自分の子どもにとってどこを選択した方が良いか、子どもにとっての幸せの選択、又は自分がどう生きるかということに対する選択ができるというのは非常に重要なことである。何を一体化・共通化する必要があり、何を選択できるようにするか、見る人にもわかりやすいような制度設計をしていくことが必要。(1)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】

国が決めて上から押さえつけるものではないということだが、資料を見る限りそうとしか見えない。学校教育法・児童福祉法が持っているものをどのような形でこども園に位置づけていくかを真剣に考えたうえで、イメージ図をもっとわかりやすく作り直して、しっかり説明すべき。あくまで幼保一体化には賛成であるが、一体化というのは同じものになることではない。(2)【小田委員(国立特別支援教育総合研究所)】

質を保つ仕組みはいろいろ考えられるが。幼稚園で障害児を受け入れるためにどうするか、保育所において今以上に幼児教育を重視するとすればどうするのか等の検討が必要。(2)【無藤座長代理(白梅学園大学)】

#### 新たな制度への移行

幼稚園と保育所の制度上の違いが様々あって、調整は相当困難であることが予想されることや、地方部での必要性、実現可能性など、懸念される事項は多く、拙速に幼稚園、保育所の一体化を行った場合、現場に混乱が起きることは想像に難くない。くれぐれも十分な準備期間を確保するとともに、必要な財源確保をしていく必要がある。(1)【渡

<p>2 こ ど も 園 の 基 本 的 位 置 づ け に つ い て</p>	<p><b>邊委員（全国町村会）】</b></p> <p>認定こども園を実際にやっている、幼稚園と保育所の文化や地域の色々な問題を融合していくのにはかなり時間が必要で、最低3年以上かかると考えている。安易に決まるのではなく、移行期間がかなり重要であると考えているので、ご配慮いただきたい。(1)【古渡委員（全国認定こども園協会）】</p> <p>これまで幼稚園や保育所が担ってきた一定の役割を継続し、実績を活かして取組を継続させる期間が設けられるべき。(1)【佐藤委員（全国保育協議会）】</p> <p>文化の異なる大きな制度を動かすものであるから、性急にやると非常に危険なので、今の工程上示されているものをベースとしつつも、地域によって少し猶予を与えるような、激変緩和措置が必要。(1)【山縣委員（大阪市立大学）】</p> <p>長い蓄積や歴史、個性というものが幼保それぞれの分野にあるので、一定の激変緩和措置、移行にかかるリスクを回避しながら、期間も一定見ていただいて、確実に幼保一体化に着地をしていけるようなイメージで検討をしていただきたい。その際、移行インセンティブを高める仕組みを組み込む必要がある。(1)【中島委員（日本労働組合総連合会）】</p> <p>十年後、二十年後を考えたときに、今の制度のままで大丈夫かという不安がある。これからの社会に対応できる制度をこの機会に検討していただきたい。(2)【金山委員（NPO法人マミーズ・ネット）】</p> <p>一気に法律で帰ることによる混乱は大きくなると思うので、できる限り現実的に財政的措置その他のインセンティブを通して少しずつ変えていく必要がある。(2)【無藤座長代理（白梅学園大学）】</p> <p>10年後ということを明確に区切るよりは、例えば3～5年後というチェックを行って、その都度新たな方針の下で一步一步進めることが大事。(2)【無藤座長代理（白梅学園大学）】</p>
--	---

### 3. こども園（仮称）の具体的制度設計について

（委員からの主な意見）

3 こ ど も 園 の 具 体 的 制 度 設 計 に つ い て	<p>基準関係</p> <p>施設基準、人員基準について、日本の基準は低い。これまでの保育所の児童福祉施設最低基準や、幼稚園設置基準で規定されているような基準より高い基準とする必要がある。また、地域格差が生じないような最低基準を国として定めるべきである。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>保育時間は、子どもたちの生活を考えれば、8時間はきちんと保障するように時間設定をすべき。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】</p> <p>こども園の基準については、待機児童対策が喫緊の課題となっているところと、少子化が進行しているところで、地域の実情が大きくことなっているため、地域の実情によって適切なサービスが提供できるよう、一定の幅を持たせるなど地方が裁量を持って創意工夫しながら取り組むことができるものとしていただきたい。(1)【東委員(全国知事会、尾崎委員の代理)】</p> <p>ナショナルミニマムとして設定する最低基準による質の底上げ、行政の関与と情報開示などがどうしても必要である。(1)【野村委員(保育園を考える親の会、普光院委員の代理)】</p> <p>質の高い幼児教育・保育を保障するためには、それを担保するシステムが必要であり、具体的には幼稚園設置基準は是非維持していただきたい。また、指定制度の導入が検討されているが、指定制度と認可制度は方向性が異なるので、その整合性を図る必要がある。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】</p> <p>過疎地でもこども園制度が実施できるような制度設計にする必要がある。定員は20人程度をベースに検討いただきたい。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】</p> <p>サービスの最低限の質をナショナルミニマムという形で国の方で設定をして、地域の実情に沿って上乘せ、横出し</p>
---	--

3  
こ  
ど  
も  
園  
の  
具  
体  
的  
制  
度  
設  
計  
に  
つ  
い  
て

をしていくことが必要ではないか。(1)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

現在、幼稚園、保育所、認可外保育所、認定こども園等、非常に形態が多岐に分かれているが、この様々な事業体において全て質も基準も違っているというのは、すべての子どもの良質な生育環境の保障の視点からそろそろ統一する必要がある。セーフティネットなり、ナショナルミニマムのきちんと制度的な仕組みを作っていくことが求められている。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

多様な設置主体を認めて行くという方向性の中で、質の問題というのは大きいと思うので、子どもの最善の利益を守るべく、一定の基準、ナショナルミニマムは必要であり、そのための監査機能も必要である。ただし、その最低のところを認めた上で、色々な創意工夫ができるような仕掛けが必要。(1)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】

#### 職員関係

幼稚園教諭と保育士の資格の共通化が議論のテーマになるのであれば、就学後のケアワークを担う新たな子ども家庭福祉の専門職あるいは子育て支援専門職の資格創設や養成も視野に入れていかなければならない。(1)【柏女委員(淑徳大学)】

資格の共通化については中教審だけでなく、保育士の養成課程の在り方の議論とあわせて検討していくことが必要。(2)【柏女委員(淑徳大学)】

小学校との学びの連続性が重要。そのために、一体化されたときの教育課程や、指導計画に沿った計画的な指導を行うための保育士の専門性が重要であり、継続的に質の向上を図るための研修等を通じて、保育士の専門性を充実させていくことが大事だと考えている。(1)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】

地域子育て支援は非常に社会的必要性が高いので、認定こども園と同様、こども園にもこれを義務づけるべきだと思っている。ただし、義務とする限りにおいて、一定の財源保障が必要なのではないかと思う。また、この業務は保育士や幼稚園教諭の業務とは若干ずれているので、専門職員の配置が必要ではないか。(1)【山縣委員(大阪市立大学)】

3

子どもの分野でも人材の確保が大変厳しくなっているので、必要なサービスを支える人材をどう確保していくかということも議論すべき。対人サービスは人件費が大半を占めるので、財源に一定の用途制限をかける必要がある。(1)【中島委員(日本労働組合総連合会)】

こ  
ど  
も  
園  
の  
具  
体  
的  
制  
度  
設  
計  
に  
つ  
い  
て

幼稚園教諭免許と保育士免許は、どちらの資格であっても担っていけるといえるようになっていけば、採用のパイが広がり、サービスの質の向上につながるのではないか。(1)【佐久間委員(ベネッセスタイルケア)】

その他

資格の一元化や研修の充実、新規職員の養成等の幼児教育の質の充実や、保育時間の長時間化への対応、幼稚園における養護の機能や、給食の提供をどうするか、どうやって受け入れ先がない子ども(被虐待児や障害児を含む)をなくすか、といった課題がある。(1)【清原委員(全国市長会)】

児童養護施設に入所している子どもについてどうするか。(2)【柏女委員(淑徳大学)】

子ども達が愛着を形成したり、その時期に学ばなければならないことをきちんと学んだり、支援を要する子ども達がクールダウンできる場が必要であり、施設の中で安心・安全に楽しく、体いっぱい使えるような環境の施設が大事である。そのために、職員の負担を考慮し、施設の中の雰囲気をよくすることが大事。(1)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】

待機児童の多い市区では、毎年住民の細かい要望を受けて選考基準を調整しながらの入園選考を行っている。この体制が崩れ、激しい情報戦のもと保護者が願書をもって走り回るような事態は絶対に避けてもらいたい。(1)【野村委員(保育園を考える親の会、普光院委員の代理)】

## 4 . 幼保一体給付について

( 委員からの主な意見 )

4 幼 保 一 体 給 付 に つ い て	<p>財政措置</p> <p>障害児保育の職員については現状は一般財源化されている。子ども子育て勘定(仮称)の中で新しい給付を作ってもよいのではないか。(2)【柏女委員(淑徳大学)】</p> <p>認定こども園の子育て支援に関する財政措置が十分ではないので、しっかり措置していただきたい。(2)【古渡委員(全国認定こども園協会)】</p> <p>3歳以上と未満で給付の形態を分けているが、このように分けて議論していくのが、10年後、20年後の社会を考える上でよいのか、という問題はある。(2)【秋田委員(東京大学)】</p> <p>今後とも私学助成は維持していただきたい。保育単価の設定について、より良いシステムを構築している園をよりよい単価とするというような話があったが、今、私学助成はまさにそういう政策誘導的なものであり、例えば教員の配置を豊かにしている園に補助が傾斜配分されていくというような制度は何らかの形で維持していただきたい。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】</p> <p>幼保一体給付の中で、施設にしっかり子育て支援のためのお金がいくようにしてほしい。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】</p> <p>事業者に対しては法定代理受領が望ましい。ただし、利用者との保育料調整については若干疑問。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】</p> <p>現状では、法人類型によって、自治体独自の運営費加算も含め、公的助成が違ってきているので、そこをイコールフットにしていっていただきたい。また、企業として、こども園における創意工夫を行い、一つでもより良いこども園を作っていくためにも、用途の自由化というところは是非検討していただきたい。(1)【佐久間委員(ベネッセス</p>
---	---

タイトルケア )】

4 契約方式

幼  
保  
一  
体  
給  
付  
に  
つ  
い  
て

児童福祉法にある市町村の利用調整義務をこども園になったときどうするか考えなくてはならない。また、児童福祉法第24条第1項の市町村における保育の実施義務とそれに関わる同条第4項の入所の勧奨義務の規定は継続すべき。さらに、保育所においては、児童福祉法第47条第2項において親権者と施設長との子どもの監護、教育、懲戒についての関係調整規定が盛り込まれているが、こうした規定をどうするか検討が必要。(2)【柏女委員(淑徳大学)】

保育所が養育困難な家庭の支援を担うべき状況だが、養育困難な家庭のケアが公立保育所に集中し、保育の質を保つのが難しいという声も聞いている。こうした家庭を広く受け入れる機能をこども園に期待できるのかということ強く感じている。(2)【普光院委員(保育を考える親の会)】

保護者の間では、直接契約への不安が広がっている。首都圏、待機児童数の多い地域に限ったことということかもしれないが、現行制度の認可保育所への切実なニーズそのものだと思う。待機児童の多い自治体では、選考基準を毎年調整するというような苦心もしているが、この体制が崩れて、保護者が願書を持って走り回るようなことは避ける必要がある。(1)【野村委員(保育を考える親の会、普光院委員の代理)】

利用者負担

利用者負担については、現在、保育を利用している保護者たちの負担は4割程度になっているので、これをほかの基準並に1割くらいに下げていくべきだと思う。(1)【佐藤委員(全国保育協議会)】

保育料が自由設定となるかや、従量的な価格設定となるかも議論になると思うが、所得により排除される人が出てくるのが心配。これまで応能負担がきちんと保障されてきたので、どうやってこの問題をクリアするかをきちんと考えていただきたい。(2)【普光院委員(保育を考える親の会)】

4  
幼  
保  
一  
体  
給  
付  
に  
つ  
い  
て

利用者負担については、低率定額一律負担であれば賛同できる。但し、低所得者への配慮は必要。(2)【山縣委員(大阪市立大学)】

#### 価格設定

事業者が安定的、意欲的に事業展開ができるような仕組みとするため、給付単価なども月額単価制にしていくことが大事であるし、保育料の未納に対する市町村の関与なども検討していくことが大事。(1)【柏女委員(淑徳大学)】

例えば経験豊富なベテラン保育者を多数雇用していたり、研修制度が充実している事業者に対する付加給付といったものも検討すべきであり、保育士等の配置基準や待遇も必要な改善を行うべき。(1)【柏女委員(淑徳大学)】

## 5 . その他

### ( 委員からの主な意見 )

5 そ の 他	<p>財源の確保、一元化策については、事業主拠出金の在り方がシステムの成否を左右すると思う。( 1 )【柏女委員( 淑徳大学 )】</p> <p>新システムにおいては、障害者福祉サービスや社会的養護サービスにも取り組むべき。( 1 )【柏女委員( 淑徳大学 )】</p> <p>ナショナルミニマムとしての子ども・子育て支援と地域主権をどのように両立させていくかが重要。( 1 )【清原委員( 全国市長会 )】</p> <p>利用の在り方についても、育児休業から保育所の利用へのつながりが円滑になるように保障するシステムをしっかりと担保していただきたい。( 1 )【佐藤委員( 全国保育協議会 )】</p> <p>きちんと恒久的な財源を確保することが大切であり、財源の担保をなくしては、改革を実施してはならない。( 1 )【佐藤委員( 全国保育協議会 )】</p> <p>保育所や幼稚園等の関係団体や保護者など、国民的な理解を得ることを前提に進めてほしい。( 1 )【東委員( 全国知事会、尾崎委員の代理 )】</p> <p>何よりも保育人材の確保と育成が重要であり、そのために財源、主に人件費を安定的に確保することが大切である。また、事業者のお金の使い方についても、何らかのルールを設けることが必要。( 1 )【野村委員( 保育を考える親の会、普光院委員の代理 )】</p> <p>国として、是非ともこれをやるのだということを超党派的に、腰を据えて明確にし、関係者の不安を払拭するためにも、これからやっていくのだということを財源の保障によって確約してほしい。( 1 )【秋田委員( 東京大学 )】</p> <p>施設が充実することはもちろん重要であるし、特別支援児、要支援児、虐待児等の様々な環境にいる全ての子ども</p>
------------------	---

5

その他

達が幸せになる観点から施設保育・教育が重要であるのは論を待たないが、日本の場合、施設に偏り、頼りすぎのきらいがあるのではないかとすることも考えていただきたい。欧米での、社会的インフラの仕組みがうまく機能して、施設に過度に頼らなくても子どもたちをみんなで育てられる、社会全体で支え合える仕組みを参考に、ワークライフバランスの推進を同時に図っていくべき。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】

大変重要な制度の大改革であるので、熟議を重ね、将来に禍根を残さない、皆が納得できる制度にしてほしい。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】

待機児童の問題は待ったなしであるので、預かり保育の充実や認定こども園の普及には幼稚園もしっかり取り組んでいく。特に長期休暇のインセンティブがあればよい。(1)【入谷委員(全日本私立幼稚園連合会)】

幼稚園、保育所のそれぞれの良さを十分検討いただいた上で、よりよいこども園、幼保一体化の検討をしてほしい。(1)【大橋委員(全国国公立幼稚園長会)】

待機児童対策等でも、現行の法制下でも出来ることはたくさんある。例えば、通知を一つだして、事業者の参入に当たって差別的な取扱いをしないようにと言うだけでも違う。(1)【山口委員(日本こども育成協議会)】

現在、毎年のように待機児童がどんどん増えている中で、2年先を待つのではなく、一刻も早く、今やれるところからやっていくことも必要である。(1)【山口委員(日本こども育成協議会)】

新指針が今回の改革で最も重要。子どもの育ちを社会として責任を負うような指針にしていくことが大事。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

制度を作るに当たって、財源の問題は非常に重要。今は企業とか、国民一人ひとりの税金で成り立っているが、この仕組みを真剣に考えないと、家庭で起きている問題について解決の方向が作り出せない。(1)【菅原委員(全国私立保育園連盟)】

制度を自治体が上手く活かし、地域のニーズに沿った制度運用がきちんとできるようなコーディネーターの創設や、専門家の意見を聞くといった、色々なところに相談しながら進められるようなシステムを考えていけたらと思う。

	(1)【金山委員(NPO法人マミーズ・ネット)】
--	--------------------------